

小松市未来型図書館基本構想策定委員会の運営等について

1. 小松市未来型図書館基本構想策定委員会の公開の趣旨

小松市未来型図書館基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)の会議は、小松市未来型図書館基本構想策定委員会設置要綱第6条第4項に基づき、原則として公開とします。(ただし、座長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りではありません。)

また、市民等に委員会の会議の傍聴を認めるとともに、委員会の会議録を公表します。

2. 委員会開催に係る周知

委員会の会議日程や場所、その他必要な事項については、市ホームページにおいて公開します。

3. 委員会の会議資料の取扱い

委員会の会議資料は、傍聴者にも配布します。

当該資料は、委員会の会議終了後、速やかに市ホームページに掲載し公開します。

4. 委員会の会議記録の取扱い

委員会の会議記録は、発言者名を表記した要点記録方式とします。

委員会の会議記録には、会議名、開催日時、開始場所、出席した委員の氏名、発言の内容、その他委員会が必要と認めた事項を記載します。

委員会の会議記録は、委員会の会議開催後、概ね2週間以内に公表します。

委員会の様子は事務局で撮影等を行い、一部公開します。

5. 委員会の会議傍聴者の取扱い

(1) 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、10名とし、先着順とします。

(2) 傍聴者の受付

傍聴を希望する場合は、会議開催日の前日までに別紙申込書にて生涯学習課まで申込してください。

(3)傍聴者の禁止事項

次に掲げる事項に該当する場合は、傍聴をお断りいたします。

- ①酒気を帯びていると認められる場合
- ②会議の妨害となると認められる発言や器物等を携帯している場合
- ③委員会の会議の撮影・録画・録音などは認めません。

ただし、あらかじめ座長の許可を受けた場合はこの限りではありません。

- ④上記に掲げるもののほか、傍聴を不相当と認める場合

6. その他

上記に掲げる事項のほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会で定めます。